

あなたのうしろに

受動喫煙の被害が出ています






喫煙者には

望まない受動喫煙が生じないよう**配慮する義務**があります

健康増進法第27条 何人も、喫煙禁止場所以外の場所において喫煙する際、
望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

屋外で喫煙する場合にも、周囲の人に十分配慮しましょう

-  歩きたばこはやめましょう。
うしろを歩く人に受動喫煙が生じる他、すれ違う人へ火傷などの被害が生じる恐れがあります。
-  屋外で喫煙する際は、風向きをチェック！
煙の流れる方向に人がいない場所を選びましょう。
-  屋外であっても、子どもが多く利用する場所（公園や遊歩道など）での喫煙は控えましょう。

受動喫煙とは、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいいます。
受動喫煙により、肺がんや虚血性心疾患などの疾病リスクが増加することがわかっています。

